

教育行政・経営研究におけるリスク

元兼, 正浩
九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1932045>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 20, pp.43-44, 2018-03-29. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

【特集 1】教育行政・経営研究におけるリスク

元兼 正浩
(九州大学大学院／教授)

I 本特集の背景 II リスクとはなにか

I 本特集の背景

本特集 I は、(独)教職員支援機構の平成 29 年度 教員の資質向上のための研修プログラム開発支援事業 (B 次世代型研修プログラム開発事業) 委託研究の成果の一部である。本研究開発事業は危機予防や危機予測といったリスク・マネジメントの観点から組織全体の意識を高める研修プログラムを提案するものであるが、本特集ではこれを可能な限り学術的な研究課題として捉え直しここに再検討するものである。

昨年度初めに起こった熊本地震では学校現場の管理職らが大変苦勞しながら自力でその都度判断しながらクライシス対応を行っていた。そうした知見 (失敗学も含め) を生かして日常的な身構え (リスク・マネジメント) の必要性を洗い出していくことが今年度の研究課題の一つである。

また学校が抱えるリスク、直面するクライシスはこうした自然災害ばかりではない。教職員の不祥事案件、保護者対応、運動会や修学旅行などの学校行事での事故、最近では若手育成、地域連携・協働におけるトラブルなど様々な場面を想定したケースが考えられる。

そこで本年度は平成 28 年度に開発したミドル向けケースメソッド事例とあわせ、ロールプレイスクリプトなど研修コンテンツを開発し、多くの自治体でのトライアルを行ったり、また組織開発メンバーの協力を得て研修ニーズのある自治体へ「出前型」の研修も実施したりした。

なお、本プログラムは主にミドル層教員を対象としているが、ミドル概念は広く、「チームとしての学校」論を踏まえ、もはや新しくはなくなった「新しい職」や主任・主事の他、学校事務職員ら

ノンティーチングスタッフも視野に入れた汎用性のある研修プログラムの開発を志向している。詳細は別冊の報告書をご高覧いただきたい。

また、本特集については教職課程の再課程認定の動向も視野に入れている (後掲の鄭論文など)。教職課程コアカリキュラム対応表によれば、従来から第三欄に位置付けられてきた「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に、(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)がカッコ書きで追加された (ただし下線は筆者)。

この「学校安全への対応」の一般目標は「学校の管理下で起こる事件、事故および災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。」こととされ、具体的には、1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解していること、2) 生活安全、交通安全、災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理および安全教育の両面から具体的な取組を理解していること、が到達目標として掲げられた。筆者が下線を引いた「我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題」が学校保健安全法にも位置づけられていないまま、パブリックコメントの後に急きょ追加されたこと、実際に防災頭巾をかぶっての Jアラート訓練など国防の一翼を担うような対応が学校に求められるようになり、それに対する賛否両論の意見があることなど、検討すべき点は少なくない。

以上のようなことも含め、改めて教育行政学や学校経営学研究において「安全」と「危険」、そして「リスク」の問題に向き合っておく必要があるだろう。

II リスクとはなにか

本特集を組むにあたり、我々は教育社会学者・石戸教嗣の『リスクとしての教育—システム論的接近』世界思想社、2007年を手掛かりとしながら、ニコラス・ルーマンやウルリッヒ・ベック、アンソニー・ギデンズらのリスク論にも触れた。難解なテキストに向き合い、この問題の初学者である我々が理解できたことは僅かであるし、誤読もあると思うのでご指摘をいただくためにも、示唆を受けたことのいくつかをここに挙げておきたい。

リスクを計算することの限界性と克服の可能性

これまでリスク・マネジメントの発想からは、リスクを確率論（ハザードがどのくらい起こりやすいかの期待値）的に捉え、その減災やリスクの分散という一種の保険、「最大のリターンを期待する投資」を試みてきたわけだが、ルーマンによればリスクを計算することによってもたらされる「安全性」はフィクションにすぎず、リスクは本質的に避けられないという。

もちろん、誰にとってのリスクか、誰にとっての安全かといった視点を欠いた計算は無意味であるが、リスクを計算するとき、そのリスクを自分がどのように受け止めるかという「観察」の視点を入れる（「決定」する者にとって何らかの損害が生じる蓋然性を計算する）と見えてくるものが異なってくるのではないかと（木村・岩永論文参照）。

「リスク／安全」図式から「リスク／危険」図式への発想の転換の必要性

我々はこれまでリスクを危険とほぼ同義に捉え、リスクの対義語を安全として捉えがちであったが、ルーマンは「将来に起こりうる損害がある**決定の結果と見なされる場合にそれをリスクと呼び、その損害が外的なきっかけで起きる場合、つまり環境のせいであると見なされる場合、それを危険と呼ぶ**」と区別する。リスクか安全かという構図ではなく、リスクか危険かという認識枠組みを我々に提示する（溝上論文参照）。

「虎穴に入らずんば虎子を得ず」の故事成語のように、単なる危険とは異なり、たしかにリスクは主体的に「とりにいく」もの（ベネフィットとトレードオフの関係）であり、ギデンズもリスク

と危険の区別を「能動的／受動的」という区別に重ねている。ただ、ルーマンのいう「決定」とは複数の選択肢が存在する状況下である事柄が生じたとき、それを1つの「選択」としてあるシステムに帰属させるようなコミュニケーションのことを指し、必ずしも意思決定や決断といった主体性の意味でないことには注意が必要である（小松丈晃『リスク論のルーマン』勁草書房、2003年、210-211頁）。

「リスクの観察者（first order の観察と second order の観察）」という視点の重要性

したがって、ルーマンを読み解く場合、リスクと危険の識別にかかわっては、損害（の可能性）が「誰の決定に帰属するか」の方が問題であり、さきの「観察」という概念がきわめて重要になる。

「リスク／安全」の区別を行う first order の観察（リスクを計算する、教育システムを外部から観察する一時的な観察）に対し、「リスク／危険」の識別を行う second order の観察（誰にとってのリスクか、どのように受け止めるかといった観察結果についての判断という二次的な観察）という。つまり、当事者目線で「リスクか安全か」を問う二元コードに対し、観察の観察ともいえる二階の観察は「主観的（間主観的）に構成される社会的現象」に対応しているようであるが、このような教育システムの当事者は誰で外部の観察者はだれなのか。特集の溝上論文、小林論文は社会に衝撃を与えた重篤な危機管理案件に対し、外部の観察者としてメタにこれを再検討する試みである。

なお、再帰的近代化の中の個人と社会を扱ったウルリッヒ・ベックの議論などはまだ十分に使いこなせず、今回の特集から外した。知覚できないリスク（チェルノブイリ原発事故）によって不安が高まり、産業社会が依って立つ基盤が再帰的に掘り崩されてゆくさまが描出されている『リスク社会』（1998）では、「個人化」という問題提起がなされている。非正規問題や「心理主義」などリスクを個人が処理することを余儀なくされる状況は教育界でも広がっている。「教育行政・経営研究におけるリスク」問題として取扱うべき対象範囲とその必要性は増しており、その意味で本特集は今後も考え続けていくための序論にすぎない。